

●香川県警察本部告示第5号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手續に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

香川県警察本部長 那 須 修

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手續に関する規程の一部を改正する規程

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手續に関する規程（平成19年香川県警察本部告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>身分証明書の携帯等</u>)</p> <p><u>第2条 法第229条第3項及び第231条第3項において準用する法第160条第2項の規定により必要な調査をさせる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</u></p>	<p>(<u>調査担当職員</u>)</p> <p><u>第2条 法第229条第3項及び第231条第3項において準用する法第160条第2項の規定により必要な調査をさせる職員（以下「調査担当職員」という。）には、香川県警察本部警務部人事課留置管理室の室長又は室長補佐の職にある者を指名するものとする。</u></p> <p><u>2 調査担当職員は、前項の調査の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</u></p>

別記様式第9号（第17条関係）

苦情申出書

年 月 日

香川県警察本部長
監 査 官 殿
留置業務管理者

警察署の名称
氏名 ㊟

第233条第1項
第234条第1項
第235条第1項

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
下記のとおりに苦情の申出をします。

記

- 1 申出に係る事実
- 2 申出に係る事実があった年月日
- 3 留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第17条関係）

苦情申出書

年 月 日

香川県警察本部長
監 査 官 殿
留置業務管理者
（ 警察署長 ）

警察署の名称
氏名 ㊟

第233条第1項
第234条第1項
第235条第1項

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
下記のとおりに苦情の申出をします。

記

- 1 申出に係る事実
- 2 申出に係る事実があった年月日
- 3 留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第20条関係）

苦情申出取下書

年 月 日

香川県警察本部長
監 査 官 殿
留置業務管理者

警察署の名称
氏名 ㊟

年 月 日付で申し出た苦情は、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる苦情の申出

2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第20条関係）

苦情申出取下書

年 月 日

香川県警察本部長
監 査 官 殿
留置業務管理者
(警察署長)

警察署の名称
氏名 ㊟

年 月 日付で申し出た苦情は、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる苦情の申出

2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第9号及び別記様式第10号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。